

Fight!  
Fukushima!

がんばろう  
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

5月7日発行  
Vol.155

さんじょうライフ



ふくしまから  
はじめよう。  
Future From Fukushima.

皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

5/2 南相馬市HP「フォトレポ」から

地域交流の場と防災の拠点に  
～南相馬市大町地域交流センター開所式～

南相馬市大町地域交流センターが完成し、地元行政区長などを招いて開所式が行われました。



2ページをご覧ください。

●南相馬市HP「フォトレポ」から

- ・地域交流の場と防災の拠点に  
南相馬市大町地域交流センター開所式  
----- 1・2
- ・快晴のもと、市民でにぎわう  
～春の市民まつり～ ----- 2

●被災自治体News

|      |       |    |
|------|-------|----|
| 南相馬市 | ----- | 3  |
| 浪江町  | ----- | 6  |
| 双葉町  | ----- | 9  |
| 大熊町  | ----- | 11 |
| 富岡町  | ----- | 13 |
| 郡山市  | ----- | 15 |
| いわき市 | ----- | 17 |

●東京電力

- ・住居確保に係る費用の賠償および  
住居以外の建物修復に係る費用の  
賠償に関するご案内について --- 18

●交流ルームひばり通信

- ・松竹大歌舞伎ご招待----- 23
- ・5月の「ひばり」 ----- 24



のまたん



© 南相馬ご当地かるた  
PJ実行委員会

5/2

## 地域交流の場と防災の拠点に ～南相馬市大町地域交流センター開所式～

南相馬市大町地域交流センターが完成し、地元行政区長などを招いて開所式が行われました。テープカットが行われた後、施設が公開され、参加者は会議室や和室などを見て回りました。また、施設には冷暖房を行うための木質バイオマスボイラーも設置されており、参加者は熱エネルギーによる発電の仕組みの説明に聞き入っていました。



市長らによるテープカット



会議室などを見て回る参加者



発電の仕組みの説明を受ける参加者

4/23

## 快晴のもと、市民でにぎわう ～春の市民まつり～

第11回春の市民まつりが、原町区旭公園などを会場に開催されました。

特設ステージでは、よさこいや大道芸などが披露され、そのパフォーマンスに観客から大きな拍手や歓声が送られました。また、旭公園と歩行者天国となった駅通りには、さまざまな屋台やブースが出店され、観光客や家族連れが春のイベントを楽しんでいました。



多くの市民でにぎわう旭公園



駅通りは歩行者天国に



息のそろう演技で観客を魅了



豪華賞品をゲット！ビンゴゲーム



子どもたちに大人気のバルーンアート



上手にできるかな、木工細工に挑戦



## 南相馬市からのお知らせ

### 南相馬市民の避難状況

※南相馬市外に避難している人数

#### 【都道府県別】

2014.5.1現在（南相馬市HPより）

| 都道府県       | 人数         | 都道府県 | 人数  | 都道府県 | 人数 | 都道府県 | 人数 | 都道府県          | 人数            |
|------------|------------|------|-----|------|----|------|----|---------------|---------------|
| 福島県        | 5,510      | 群馬県  | 202 | 石川県  | 29 | 富山県  | 8  | 山口県           | 2             |
| 宮城県        | 2,104      | 山梨県  | 94  | 京都府  | 28 | 長崎県  | 8  | 高知県           | 2             |
| <b>新潟県</b> | <b>837</b> | 長野県  | 83  | 青森県  | 25 | 三重県  | 7  | 和歌山県          | 1             |
| 山形県        | 835        | 北海道  | 81  | 沖縄県  | 22 | 熊本県  | 6  | 徳島県           | 1             |
| 東京都        | 739        | 秋田県  | 78  | 福井県  | 19 | 福岡県  | 5  | 鳥取県           | -             |
| 茨城県        | 644        | 岩手県  | 70  | 岡山県  | 13 | 奈良県  | 3  | 宮崎県           | -             |
| 埼玉県        | 636        | 静岡県  | 70  | 岐阜県  | 12 | 香川県  | 3  | 鹿児島県          | -             |
| 栃木県        | 495        | 愛知県  | 49  | 滋賀県  | 12 | 愛媛県  | 3  | 海外            | 13            |
| 千葉県        | 480        | 兵庫県  | 38  | 広島県  | 11 | 佐賀県  | 3  | <b>合計</b>     | <b>13,735</b> |
| 神奈川県       | 406        | 大阪府  | 36  | 島根県  | 9  | 大分県  | 3  | (4/24 13,831) |               |

#### 【福島県内市町村別】

| 市町村   | 人数    | 市町村   | 人数 | 市町村   | 人数 | 市町村  | 人数 | 市町村 | 人数    |
|-------|-------|-------|----|-------|----|------|----|-----|-------|
| 相馬市   | 1,453 | 喜多方市  | 64 | 三春町   | 21 | 北塩原村 | 5  | 合計  | 5,510 |
| 福島市   | 1,399 | 本宮市   | 40 | 会津美里町 | 16 | 玉川村  | 5  |     |       |
| いわき市  | 701   | 会津坂下町 | 33 | 西会津町  | 13 | 泉崎村  | 3  |     |       |
| 郡山市   | 547   | 猪苗代町  | 32 | 田村市   | 12 | 浅川町  | 3  |     |       |
| 会津若松市 | 307   | 川俣町   | 27 | 磐梯町   | 9  | 小野町  | 2  |     |       |
| 新地町   | 294   | 南会津町  | 27 | 金山町   | 7  | 国見町  | 2  |     |       |
| 二本松市  | 127   | 西郷村   | 27 | 下郷町   | 6  | 天栄村  | 2  |     |       |
| 伊達市   | 119   | 鏡石町   | 27 | 矢吹町   | 6  | 鮫川村  | 2  |     |       |
| 須賀川市  | 94    | 棚倉町   | 22 | 矢祭町   | 6  | 石川町  | 2  |     |       |
| 白河市   | 67    | 桑折町   | 21 | 古殿町   | 6  | 広野町  | 1  |     |       |



## みなみそうまチャンネル

Channel assist by  
yoozma  
www.yoozma.jp

南相馬市

### 今週の番組(60分) ※パソコン視聴・アクトビラ配信

1. オープニング&今週の番組 [0分～]
2. 小高病院再開 [2分～]
3. 災害公営住宅建設の進捗状況 Part1 鹿島区・小高区 [11分～]
4. さとう宗幸 復興支援コンサート [20分～]
5. ペンドルトン市使節団 歓迎会 [32分～]
6. 南相馬 農業再生 Part1 稲作-1 種籾蒔き [42分～]
7. 南相馬みらい創造塾のお知らせ [48分～]
8. 南相馬市 内部被ばく検診の手順 [51分～]
9. リクエストアワーのお知らせ [56分30秒～]
10. 旧警戒区域ライブカメラのお知らせ [59分～]

[午後4時48分～/午後5時48分～] メタボ予防について(再放送)

[午前9時51分～/午後0時51分/午後4時56分～]

旧警戒区域ライブカメラ放送

### 番組内容 [5/7～5/13]

今週は小高病院再開式や、農業再生に向け、市内で行われた種籾蒔きの様子をお届けします。また南相馬市を訪れた「さとう宗幸復興支援コンサート」、友好姉妹都市のペンドルトン市使節団歓迎会の模様などお伝えします。



みゆーまーくん

## 放射線量測定器～点検・校正や故障修理のお知らせ～

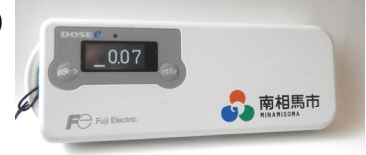
5月1日HP更新

皆さんに支給した放射線量測定器は、精密機械であり、性能を維持するため、年1回定期的に点検・校正を推奨しています。

点検・校正や故障修理を希望する方については、加入事業組合まで直接持ち込みをお願いします。

なお、市外に避難されている方等については、郵送(送料着払い)することも可能です。(加入事業組合のみ対応)

その他不明な点については、加入事業組合または市役所までご連絡ください。



## 校正内容

線量計本体のみ(誤差校正、清掃、電池パック・防水パッキン交換)

【校正作業:約1カ月程度】

## 受付期間

平成27年3月31日(火)まで

## 点検・校正料

無料(修理が必要な場合は、別途個人負担となります。)

## 加入事業組合

|                | 電話番号         | 住 所                          |
|----------------|--------------|------------------------------|
| ダイコー(株)        | 0244-23-3134 | 〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目154    |
| 北日本紙業(株)       | 0244-22-3117 | 〒975-0002 南相馬市原町区東町三丁目106-3  |
| (有)植松教材社       | 0244-23-4716 | 〒975-0002 南相馬市原町区東町二丁目12-3   |
| (株)サトウ教材社      | 0244-35-4398 | 〒976-0003 相馬市塚部字善光寺61        |
| (株)大一事務機       | 0244-24-2211 | 〒975-0003 南相馬市原町区栄町三丁目31     |
| (有)双葉クリエイト     | 0244-26-9780 | 〒979-2335 南相馬市鹿島区鹿島字北畑130-7  |
| (有)フレンドショップヤマダ | 0244-24-5630 | 〒975-0014 南相馬市原町区西町二丁目22-4   |
| (有)マルショウ事務機    | 0244-46-5491 | 〒979-2442 南相馬市鹿島区横手字町田25     |
| (有)ムシヤ袋屋       | 0244-23-3773 | 〒975-0001 南相馬市原町区大町三丁目64     |
| (株)ヨシダ         | 0244-24-1120 | 〒975-0032 南相馬市原町区桜井町一丁目137-2 |

## 問い合わせ

復興企画部 企画課  
鹿島区 地域振興課  
小高区 地域振興課

TEL 0244-24-5223

TEL 0244-46-2110

TEL 0244-44-2112

## 放射線内部被ばく検診

5月1日HP更新

**19歳以上の方が年度内1回無料で受けられるようになりました。**

平成26年4月から、対象者の方で19歳以上の方は年度内1回放射線内部被ばく検診を受けられるようになりました。対象者の方で18歳以下の方は、これまでどおり年度内2回検診を受けることができます。

また、市内の小中学生の方は年度内2回の学校検診で受けることができます。

## 対象

- 南相馬市に住民登録している方
- 平成23年3月11日以降に転出した方

## 検診日

月～金曜日(祝日を除く。ただし渡辺クリニックは土曜日の午前も実施)

## 検診場所

- 南相馬市立総合病院(南相馬市原町区高見町二丁目54-6) 検診機器形式 立位式
- 渡辺クリニック(南相馬市原町区西町一丁目50) 検診機器形式 座位式

## 検査料金

無料

## 申込方法

- 鹿島・原町保健センターの窓口で  
備え付けの申込書でお申し込みください。  
午前9時から午後5時まで(土・日、祝日を除く)
- 郵送・FAXでの申し込み  
申込書か任意の様式に必要な項目を記載しお申し込みください。  
【必要な項目】
  - 氏名 ●平成23年3月11日時点の郵便番号・住所 ●住民登録の住所
  - 通知書送付先の郵便番号・住所 ●生年月日 ●電話番号(携帯等)
  - 保護者氏名(未成年者の方の場合) ●希望する医療機関名
 ※放射線被ばく検診申込書はホームページからダウンロードできます。
- 【郵送先】 〒979-2334 南相馬市鹿島区西町3-2  
南相馬市健康づくり課(鹿島保健センター)
- 【FAX】 0244-67-2626
- ホームページから申し込み

問い合わせ

健康福祉部 健康づくり課

TEL 0244-46-1451

## 復旧・復興にかかる市民説明会

南相馬市データ放送5月1日更新

事前の申し込みは不要です。

| 地区              | 開催場所       | 開催日             | 開催時間              |
|-----------------|------------|-----------------|-------------------|
| 原町区(大甕・太田地区)    | 原町生涯学習センター | 5月20日(火)        | 午後6時30分<br>～8時30分 |
| 小高区(東部・中部・西部地区) | 原町生涯学習センター | 5月21日(水)・22日(木) |                   |
| 旧警戒区域外          | 原町生涯学習センター | 5月26日(月)        |                   |
|                 | 万葉ふれあいセンター | 5月27日(火)        |                   |

## 問い合わせ

小高区地域振興課  
鹿島区地域振興課  
復興企画部企画課

TEL 0244-44-2112  
TEL 0244-46-2110  
TEL 0244-24-5223



## 浪江町からのお知らせ

## 北棚塩行政区の除染工事に係る同意取得等についてご協力のお願い

5月1日HP更新

環境省が行う北棚塩行政区の除染工事に係る同意取得業務について、委託する事業者が「いであ株式会社」に決まりましたのでお知らせします。なお、下記のとおり同意取得を進めていきますのでご理解・ご協力をお願いします。

※同意取得業務を実施中の、権現堂1区から8区、樋渡・牛渡、高瀬、佐屋前、幾世橋、北幾世橋北、北幾世橋南、立野下、酒田、西台、藤橋行政区については、環境省福島環境再生事務所(浜通り北支所)が同意取得業務を対応させていただきます。

※立野上、立野中、加倉、苅宿、川添北、川添南、上ノ原、田尻、小野田、谷津田行政区の同意取得業務については、準備が整いましたら改めてお知らせします。

|       |   |
|-------|---|
| 請負業者  | いであ株式会社   |
| 業務内容  | 事前調査業務の結果のお知らせ、同意取得に関する現地説明方法などの意向調査、現地説明の日程調整、除染作業への同意の取得等 |
| 開始時期  | 5月上旬から開始  |
| 対象行政区 | 北棚塩行政区  |

## 問い合わせ

環境省 福島環境再生事務所 浜通り北支所 浪江担当  
TEL 0244-26-9912(代)

## 津波による甚大な被害があった地域を災害危険区域に指定しました

4月30日HP更新

## 災害危険区域とは

東日本大震災と同様の津波が発生した場合、浸水被害を受ける可能性が高い区域を基本として、住居等の建築物の制限を行い、住民の生命を守り、財産の損失を軽減するために町が設定する区域です。

## 指定の内容(建築制限)

区域を指定することによって、当該区域内は、住宅などの建築が制限されます。

## 【制限される建築物】

住宅、アパート、ホテル、民宿、児童福祉施設、医療施設などの宿泊を伴うものです。それ以外の店舗や工場、倉庫などの建築は可能です。

## 指定する区域

| 大字   | 小字  |
|------|---|
| 北幾世橋 | 荒井の一部、荒井前の一部、北御門の一部、経塚、薬師欠  |
| 棚塩   | 荒屋敷、西谷地、越福堂、北瓜迫の一部、古屋敷、根町、南川原、中舩倉、古川、向川原、館野、穴田、町田、上荒井前、大谷地、北大谷地、原下の一部、砂田、宮田の一部、下浜田、本町、前畑、荒井前、東原の一部、豊田、小熊野   |
| 請戸   | 前田、高田町、塚ノ越、御壇ノ西、持平、長田坊、一丁目、二丁目、三丁目、南荒田、北荒田、上谷地、小谷地、谷地畑、森子田、大道、立ノ町、根岸、石井前の一部、大平町、南迫の一部、天神淵の一部、鍛冶屋川原、土樋、古川、舩倉、角畑、北久保、南久保、大師堂、川原、芳崎、中島、本町、東迎、明神前、新町、雷、芝草、御塚ノ北、雨垂、浮沼、川井、落合、左島塚、六反田、東向 |
| 中浜   | 西原、南原、長沼、西川原  |
| 両竹   | 森合、本町、蛭田、原田、北庄司口、近道原、長沼、カブメキ、持平、佛道、小和田の一部、的場、八斗蒔、庄司口  |

■ 詳しい図面が閲覧できます。

場所：浪江町役場本庁舎(復旧事業課)  
浪江町役場二本松事務所(総務課)

時間：午前8時30分～午後5時15分  
(土・日、祝日を除く)

問い合わせ

復旧事業課 建設土木係

TEL 0240-34-0244

## 浪江町応急仮設診療所担当医師予定表(5月)

5月1日HP更新

## 浪江町応急仮設診療所

【場所】 浪江町大字幾世橋字六反田7番地2 浪江町役場本庁舎内

【診療時間】 午前9時30分～午後3時

【診療体制】 医師1人、看護師1人

【診療内容】 けが、病気等の初期応急手当

| 日  | 曜日 | 担当医師     |        | 担当看護師    |       |
|----|----|----------|--------|----------|-------|
| 1  | 木  | 災害医療センター | 伊藤 敏孝  | 浪江診療所    | 渡部 一美 |
| 2  | 金  | 災害医療センター | 伊藤 敏孝  | 災害医療センター | 小塚 浩  |
| 3  | 土  | 災害医療センター | 富岡 正雄  | 浪江診療所    | 藤田 清子 |
| 4  | 日  | 相馬郡医師会   | 小泉 祐功  | 浪江診療所    | 藤田 清子 |
| 5  | 月  | 災害医療センター | 川崑 譲   | 災害医療センター | 小塚 浩  |
| 6  | 火  | 災害医療センター | 川崑 譲   | 災害医療センター | 小塚 浩  |
| 7  | 水  | 災害医療センター | 伊藤 敏孝  | 浪江診療所    | 渡部 一美 |
| 8  | 木  | 災害医療センター | 木村 友則  | 浪江診療所    | 渡部 一美 |
| 9  | 金  | 災害医療センター | 小早川 義貴 | 災害医療センター | 小塚 浩  |
| 10 | 土  | 災害医療センター | 橋口 尚幸  | 浪江診療所    | 藤田 清子 |
| 11 | 日  | 相馬郡医師会   | 樋口 利行  | 浪江診療所    | 藤田 清子 |
| 12 | 月  | 災害医療センター | 廣瀬 陽介  | 健康保険課    | 志賀 隼  |
| 13 | 火  | 災害医療センター | 前島 克哉  | 健康保険課    | 志賀 隼  |
| 14 | 水  | 災害医療センター | 伊藤 敏孝  | 浪江診療所    | 渡部 一美 |
| 15 | 木  | 災害医療センター | 小笠原 賢  | 浪江診療所    | 渡部 一美 |
| 16 | 金  | 災害医療センター | 森野 一真  | 災害医療センター | 小塚 浩  |
| 17 | 土  | 災害医療センター | 中島 成隆  | 浪江診療所    | 藤田 清子 |
| 18 | 日  | 相馬郡医師会   | 須藤 明   | 浪江診療所    | 藤田 清子 |
| 19 | 月  |          |        | 浪江診療所    | 渡部 一美 |
| 20 | 火  | 災害医療センター | 加瀬 建一  | 健康保険課    | 志賀 隼  |
| 21 | 水  | 災害医療センター | 高橋 礼子  | 浪江診療所    | 渡部 一美 |
| 22 | 木  | 災害医療センター | 高橋 礼子  | 健康保険課    | 志賀 隼  |
| 23 | 金  | 災害医療センター | 松原 峰生  | 災害医療センター | 小塚 浩  |
| 24 | 土  | 災害医療センター | 橋口 尚幸  | 災害医療センター | 小塚 浩  |
| 25 | 日  | 相馬郡医師会   | 高萩 健二  | 浪江診療所    | 藤田 清子 |
| 26 | 月  | 災害医療センター | 伊地知 寿  | 浪江診療所    | 渡部 一美 |
| 27 | 火  | 災害医療センター | 阿南 英明  | 浪江診療所    | 渡部 一美 |
| 28 | 水  | 災害医療センター | 阿南 英明  | 災害医療センター | 小塚 浩  |
| 29 | 木  | 災害医療センター | 佐藤 真也  | 健康保険課    | 志賀 隼  |
| 30 | 金  | 災害医療センター | 佐藤 真也  | 災害医療センター | 小塚 浩  |
| 31 | 土  | 災害医療センター | 川崑 譲   | 浪江診療所    | 藤田 清子 |

※19日(月)は看護師のみ

問い合わせ

仮設津島診療所

TEL 0243-24-1431



## 平成26年度浪江町就学援助の申請受付について

5月2日HP更新

就学援助は、現在原発避難者特例法により原則として避難先(就学先)市区町村で実施することとなっておりますので、就学援助を希望される方は、まずは避難先(就学先)市区町村の教育委員会または学校へご相談ください。

避難先(就学先)市区町村の就学援助の認定要件(所得条件等)により対象とならない、またはならなかった方については、最終的に本町で認定および支給を行ないます。(※避難先自治体との重複支給は行いません。)

## 申請受付時期

平成27年1月上旬に、平成25年度に本町で認定した世帯と、平成26年度に初めて小学校に入学する児童がいる世帯に対して、申請書類を郵送します。

上記以外の方で申請を希望する場合は、申請書類を郵送しますので、平成27年1月になりましたらご連絡ください。

## 就学援助内容

浪江町就学援助規則に基づき、学校給食費(実費)および就学に必要な学用品費、その他校外活動にかかる経費の一部を援助します。

問い合わせ

教育委員会事務局 学校教育係

TEL 0243-62-0301



## 双葉町からのお知らせ

## 中間貯蔵施設に関する住民説明会について

5月2日HP更新

国(環境省)から要請があった「中間貯蔵施設に関する住民説明会」について、5月1日開催された双葉町議会全員協議会で説明会開催が承認されました。

現在、国による5月下旬からの開催に向けて、日程調整および会場確保等が行われています。

準備が整い次第、町民の皆さまへ国から案内文書が送付されますのでお知らせします。

問い合わせ

住民生活課

TEL 0246-84-5204

## 町長メッセージ

5月1日HP更新

新年度のスタートとなる4月1日、役場いわき事務所において双葉町職員辞令交付式を行いました。今回は、新採用職員12人のほか、自治体からの派遣職員4人を迎え業務を開始いたしました。今回派遣をいただいた富山県黒部市、茨城県かすみがうら市、新潟県柏崎市におかれましては、双葉町が抱える復旧・復興と町民の生活支援などの課題に、ご理解とご支援を賜りましたことに、改めて厚く御礼を申し上げます。町では、本年を復興元年の年と位置付けておりますが、様々な課題に職員一丸となって取り組んでいく所存ですので、町民の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。



双葉町立幼稚園、小・中学校につきましては、平成23年3月の東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故のため、3年間休園・休校となっておりますが、いわき市をはじめとする関係機関のご理解とご協力により、4月1日再開を果たすことができました。4月7日には、いわき市勿来市民会館において、園児・児童生徒11人と保護者の皆さま、さらに多くのご来賓の方々のご出席を賜り、開校式を挙行いたしました。引き続き行われた入園・入学式は、大変感慨深いものとなりました。今後は、双葉町の将来の復興を担う子供たちを、双葉町の学校でしっかりと育てるため、少人数教育による個別指導を充実させるとともに、ICT(情報通信技術)の積極的活用、外国語教育の充実、積極的な体験活動を行っていきたいと考えております。

埼玉県立旧騎西高校避難所につきましては、昨年12月27日に入居者全員が退所して以降、原状復旧の作業を終えたことから、本年3月27日に避難所を閉鎖し、私が埼玉県庁を訪問して、上田埼玉県知事に鍵を返還いたしました。これまで埼玉県の皆さまには、平成23年3月以降、町行政機能と避難町民の受入れに多大のご尽力をいただいております。私から上田知事に感謝の言葉を述べました。また、前日の3月26日には、加須市の大橋市長を訪問し、これまでの心温まる支援をいただいたことへの御礼と今後も引き続きの支援をお願いしたところであります。

さて、中間貯蔵施設につきましては、3月27日に福島市において佐藤福島県知事、双葉町地方町村長が出席し、石原環境大臣・根本復興大臣から、2月12日に福島県知事が行った要請に対し、施設を双葉町と大熊町に集約する等の回答がありました。

町としては、施設の集約と受入れの是非の判断については、まったく別の問題であると考えています。今後町では、議会と町民の皆さまのご意見等を踏まえ、関係町はもとより福島県との連携を図りながら慎重に対応していきますので、改めてご理解とご協力をお願いいたします。

新緑の若葉が、美しく輝く季節となりました。町民の皆さまには、お元気でお過ごしになられますよう心よりご祈念申し上げます。

双葉町長 伊澤 史朗



## 大熊町からのお知らせ

### 中間貯蔵施設に関する住民説明会について

5月2日HP更新

大熊町、双葉町ならびに福島県は、4月25日に環境省の井上副大臣から要請のあった、中間貯蔵施設に関する住民説明会の開催について、県外最終処分の法制化や用地の取扱いなど住民説明のための事項が示されたことにより、両町議会の理解を条件として住民説明会の開催を承諾しました。

5月1日には、町役場会津若松出張所で大熊町議会全員協議会が開催され、住民説明会開催の理解をいただきました。

住民説明会は環境省が主催し、全町民を対象として開きます。日程や会場などの詳細は今後検討することになりますが、5月下旬以降に県内外の十数会場で、双葉町との合同開催を予定しています。

今後、町を経由して環境省から案内を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。



住民説明会について話し合った全員協議会

問い合わせ

大熊町役場会津若松出張所 企画調整課

☎0120-26-3844(代)

### 大熊町内空間線量率測定結果(平成26年3月24・25日実施)

5月1日HP更新

大熊町では、平成26年3月24・25日の2日間で町内167カ所の放射線量を測定しました。測定は、地上1mの高さで3回測定し、その平均値を集計しています。

積雪の影響等で測定できない場所もありましたが、空間線量率は引き続き低下傾向であり、除染等の影響で大きく低下している場所もあります。

大熊町内の空間放射線量については、国・県・東京電力等において定期的に測定を行っておりますが、町全域を対象とした測定データが少ない状況にあります。町復興のためには、町独自で町内全域の定期的な測定による空間放射線量の把握が必要不可欠であり、国・県・東京電力等のデータとあわせ、復興事業策定の基にすることを目的に行っております。

- 測定はマスの中心付近で測定しており、測点の名称については、分かりやすさを重視し敬称等省略していますのでご了承ください。なお、この数値につきましては、「3地区分け」のデータとは関係ありません。町独自の参考値ですのでご注意ください。

**今週号に測定結果表とメッシュ分布図を添付しました。**

※大熊町の世帯のみ

問い合わせ

大熊町役場会津若松出張所 環境対策課

☎0120-26-3844(代)

## 大川原、中屋敷地区、大熊町民以外の方が町内の帰還困難区域内の 墓参りを希望する場合について

5月2日HP更新

大川原、中屋敷地区、大熊町民以外の方が、大熊町の帰還困難区域内の墓参りをする場合、帰還困難区域内に居住していた親戚や知人の方に同乗して立入りをお願いしていますが、都合が合わない場合や親戚等が居ない場合は以下の手続きにより立入り申請が可能です。

### 申請方法

以下の書類を大熊町役場会津若松出張所、いわき出張所、中通り連絡事務所へ提出してください。郵送の場合は会津若松出張所 環境対策課までお願いします。

1. 帰還困難区域への一時立入りに関する申請書(墓参)
2. お墓(埋葬者)との関係性が分かる書類(戸籍謄本、写真等の写し)

※ 初回申請の際は、「2」の添付が必要です。次回の申請の際、内容に変更が無い場合は、再提出は不要です。

### 留意事項

- 許可証は郵送にてお送りしますので、申請は立入り日の10日から1週間前までに提出してください。
- 立入りが可能な時間は、午前9時～午後4時の間で5時間が上限となります。
- 帰還困難区域の墓参りは、1カ月に1回で1日のみとなります。長期間での立入りや、1カ月に複数回立入りをする事はできません。
- 墓参り以外の目的での立入りが確認された場合、次回の立入り許可証の発行停止の措置がとられます。
- 必ず、身分証明証(同乗者含む)を携行してください。
- 立入りの際に使用する防護服、装備品、線量計は、立ち入る前にスクリーニング場で受け取ってください。
- 帰還困難区域を退域する際には、退域箇所の最寄りの会場で必ずスクリーニングを受けてください。

| スクリーニング場名     | 所在地               | 受付時間       |
|---------------|-------------------|------------|
| 毛萱・波倉スクリーニング場 | 富岡町大字毛萱字前川原232-16 | 6:30～21:00 |
| 藤橋スクリーニング場    | 浪江町大字藤橋字大日向53     | 6:30～21:00 |
| 津島活性化センター     | 浪江町大字下津島字松木山22-1  | 9:00～19:00 |
| 中屋敷スクリーニング場   | 大熊町大字野上字小塚内       | 7:30～19:30 |
| 高津戸スクリーニング場   | 富岡町大字上手岡字高津戸地内    | 6:30～21:00 |
| 大川原スクリーニング場   | 大熊町大字大川原字西平591-1  | 7:00～20:00 |

問い合わせ

大熊町役場会津若松出張所 環境対策課

☎0120-26-3844(代)



## 富岡町からのお知らせ

### 家屋の撤去・処分に伴い毀損家財を処分する場合の留意事項について

【内容一部更新】

5月2日HP更新

平成26年3月19日付けで更新している「家屋の撤去・処分に伴い毀損家財を処分する場合の留意事項について」の記事について、東京電力から内容の修正に関する案内がありましたので、改めましてお知らせします。

なお、**太字記載部分が前回からの追記・修正点**です。

東京電力株式会社  
郡山補償相談センター

家財の定型賠償(以下「定型賠償」といいます)についてはすでにご請求をお受けしておりますが、高額家財(一品あたりの購入価格が30万円以上)および**一般家財の個別賠償**(※1)については、ご案内に向け検討を進めております。

#### (※1)一般家財の現実の損害(※2)を積み上げた合計金額が定型賠償額を超えた場合の個別評価による賠償(※3)

(※2)以下の損害を賠償対象としております。

- ・持ち出すことができず価値が喪失したものの時価相当額
- ・避難等による管理不能等により毀損した家財の原状回復費
  - 修理可能な家財は時価相当額を上限とした修理・清掃費用(修理・清掃が可能な家財を廃棄してしまった場合は全損扱いとはならない場合があります)ご注意ください。
  - 修理不可の場合は時価相当額

\*なお、毀損がなく、かつ持ち出し可能な家財は賠償対象になりません。

(※3)個々の家財の時価相当額は、購入価格ではなく、購入価格から経年を考慮した価値減少分を控除させていただいた額となります。

しかしながら、環境省様による廃棄物・土壌の仮置場および仮設処理施設の設置に伴う家屋の撤去・処分等のやむを得ない事情により、毀損した家財を処分する場合においては、今後ご案内を予定している個別賠償等を見据えて、事前に以下の書類等をご準備いただきますようお願いいたします。

#### 1. 対象家財等の写真撮影について

a: 一般家財、高額家財について共通してお願いしたい事項

①毀損した家財の存在を確認させていただきます。

- ・部屋内部の全ての壁を背にして毀損した家財を入れて写真を撮影していただきますようお願いいたします。(四角い部屋であれば、写真は合計4枚となります。)

次ページへ続きます

②家財の毀損に係る家屋の損壊状況(雨漏り、家畜の侵入状況等)を確認させていただきます。

・家屋の損壊箇所の写真を撮影していただきますようお願いいたします。

③家財の賠償請求に伴って発生した諸費用を確認させていただきます。

・写真撮影にかかった費用(現像代等)を確認できる書類の保管(領収証等)をお願いいたします。

b: 高額家財についてお願いしたい事項

④高額家財の存在については、一品単位で確認をさせていただきます。

・一品単位での写真を撮影していただきますようお願いいたします。

⑤毀損状況を確認させていただきます。

・外見から毀損の状況がわかる場合については、その毀損状況を撮影していただきますようお願いいたします。

c: 屋外の家財についてお願いしたい事項

⑥屋外の家財についても、上記一般家財・高額家財と同様に、写真により、存在と毀損状況を確認させていただきます。

・当該家財の存在を確認できる写真と外形上毀損状況がわかる場合は、その毀損状況を撮影していただきますようお願いいたします。

d: ペットについてお願いしたい事項

⑦ペットの存在を確認させていただきます。

・錦鯉であれば、池や水槽、犬・猫であれば、犬小屋や猫用トイレ等のペットを飼っていたことがわかる写真を撮影いただきますようお願いいたします。また、当該ペットが写っている過去の写真があれば併せて持ち出しと保管をお願いいたします。

2. 必要書類等について

- ・対象家財の購入金額、購入時期が確認できる書類(説明書、領収書、レシート、パンフレット等)があれば、書類の持ち出しと保管をお願いいたします。
- ・刻印やシール等で型番・型式を確認できるものについては、その部分の写真も撮影していただきますようお願いいたします。
- ・家財を修理・清掃した場合は、その領収書の保管をお願いいたします。
- ・修理不能により廃棄する家財のうち、販売店や修理業者等に修理不能理由を証明していただける場合は「修理不能証明書」(当社書式)のご用意をお願いいたします。



## 郡山市からのお知らせ

### 子育て世帯臨時特例給付金を支給します

5月1日HP更新

子育て世帯臨時特例給付金とは、平成26年4月からの消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な措置として実施するものです。

#### 支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- 平成26年1月分の児童手当・特例給付※1を受給
- 平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額※2未満

※1 所得が高額の方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの

※2 児童手当の所得制限額について

申請者(生計の中心者)の所得制限があります。  
※世帯合算の所得ではありません。

| 税法上の扶養人数             | 所得額(万円) |
|----------------------|---------|
| 0人                   | 622     |
| 1人                   | 660     |
| 2人                   | 698     |
| ※3人以上は、1人増すごとに38万円追加 |         |

#### 対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

- 平成26年1月1日生まれの児童で、平成26年2月分の児童手当の支給対象となっている場合は、対象となります。
- 「臨時福祉給付金」の対象となっている児童、生活保護の受給対象となっている児童などは除きます。

#### 支給額

対象児童1人につき10,000円

#### 申請方法等

申請書は**6月13日(金)以降**に支給対象となる方へ発送します。

- 申請期間 6月23日(月)～9月30日(火)
- 申請方法 申請書に同封した返信用封筒で郵送または窓口へ持参
- 提出書類 (1)申請書  
※児童手当振込口座以外の受取口座を指定する場合は、以下の書類  
(2)本人確認書類の写し(運転免許証、旅券等)  
(3)指定口座が確認できる書類  

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 金融機関名、支店名、口座名義人(カナ)が分かる | } |
| 通帳やキャッシュカードのコピー         |   |

次ページへ続きます

- 申請先 1.郡山市こども部こども支援課給付係(ニコニコこども館2階)
- 2.各行政センター、各連絡所および各市民サービスセンター

※1.、2.とも平成26年1月1日時点で住民票が郡山市にある方が対象

### 給付金の受取方法

申請書に記載した指定口座に入金します。

### ご注意

- 原則として、申請期間外の申請や平成26年1月1日時点で郡山市に住民票のない方の申請は受け付けできません。
- ※平成26年1月2日以降に郡山市へ転入してきた方は、1月1日時点で住民登録のあった市区町村へお問い合わせください。
- 申請書の提出があっても、所得額等の審査の結果、不支給となる場合があります。
- 公務員の方は、平成26年1月1日時点の所属庁から配布される、
  - 1.申請書 および 2.児童手当(特例給付)受給状況証明書に、
  - 3.振込口座が確認できる書類(金融機関名、支店名、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードのコピー)
 を添えて申請してください。

問い合わせ

こども部 こども支援課 給付係

TEL 024-924-2411

## 臨時福祉給付金を支給します

5月2日HP更新

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給します。

### 給付対象

平成26年1月1日に郡山市に住民登録があり、平成26年度の市・県民税が課税されない方

(注)課税者に扶養されている方や、生活保護制度の被保護者などを除きます。

(注)臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金を重複して受給することはできません。

### 給付額

- 給付対象者1人当たり 10,000円
- 給付対象者の中で次のいずれかに該当する方は 5,000円を加算
  - ・高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者等
  - ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者等

次ページへ続きます 



**申請期間**

6月23日(月)～9月30日(火)

**申請方法**

給付対象となる方に申請書を送付しますので、同封する案内を参考に申請書を作成し、返信用封筒で返送してください。

申請書は、**6月23日(月)から**順次発送を予定しています。

対象と思われる方で、申請書が7月上旬までに届かない場合には、お問い合わせください。

**支給方法**

口座振替による支給

※口座を開設していない方はお問い合わせください。

**問い合わせ**

臨時福祉給付金窓口(保健福祉部社会福祉課)

TEL 024-924-4192

**いわき市からのお知らせ****いわき市から継続して提供する行政サービスについて**

5月2日HP更新

住民票を異動せずに市外に避難している皆様には、原発避難者特例法に基づく特例事務については、避難先の市町村から提供されますが、特例事務以外の事務で現金給付事務や郵送により対応可能な事務などについては、いわき市において継続して提供します。

**継続して提供する主な行政サービス**

- 児童手当
- 乳幼児医療費助成事業
- 小学生医療費助成事業
- 敬老祝金支給事業 など 全30事業

**詳しくは、今週号に添付しました、「いわき市が継続して提供する行政サービス一覧表」をご覧ください。**

※いわき市の世帯のみ

**現在、いわき市から提供を受けている行政サービスについて**

現在、いわき市から提供を受けている行政サービスで、一覧表に記載のない行政サービスがありましたら、行政サービスの提供を受けている窓口を確認してください。

**問い合わせ**

行政経営部 行政経営課 復興支援室

TEL 0246-22-1196

# 住居確保に係る費用の賠償および 住居以外の建物修復に係る費用の 賠償に関するご案内について

平成26年4月30日  
東京電力株式会社

当社は、帰還される方がご自宅に居住できるようにするために必要な建替え・修繕の費用が十分に賄えない、また、新しく生活拠点を定められる方が宅地や住宅を購入する費用が賄えないといった状況に対する改善のご要望にお応えするため、平成25年12月26日に原子力損害賠償紛争審査会において決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補」(以下、「中間指針第四次追補」)を踏まえ、住居確保に係る費用をお支払いさせていただくことといたしました。

当該賠償につきましては、被害を受けられた方々の生活再建にとって重要であることに鑑み、賠償内容に関するご理解を深めていただけるよう、ダイレクトメールをお送りさせていただき、ご請求の受付開始前にご相談を承るとともに賠償の概要をご説明させていただくことといたしました。

また、平成25年3月29日より受付を開始しております「宅地・建物・借地権」の賠償において、別途ご案内することとしておりました、建物の修復費用の実費額がお支払いした賠償金額を超過した場合のお取り扱いにつきましても、あわせてお知らせいたします。

## 1. 持ち家にお住まいであった方に対する住居確保に係る費用の賠償について

当社事故発生時点において持ち家にお住まいであった方を対象に、帰還される際の建替え・修繕費用や、移住<sup>\*1</sup>される際の住宅や宅地の購入費用をお支払いさせていただきます。

また、お支払い方法につきましては、売買契約書等の写しをもとに、見積り等の段階で費用をご負担される前にお支払いさせていただきます。

### (1) ご請求いただける方およびお支払いの対象となる費用

|              | 帰還される場合  | 移住される場合   |
|--------------|--|---|
| ご請求いただける方    | 当社事故発生時点において帰還困難区域または大熊町もしくは双葉町の居住制限区域もしくは避難指示解除準備区域(以下「移住を余儀なくされた区域」)以外の避難指示区域 <sup>*2</sup> 内にある持ち家にお住まいであった方のうち、管理不能に起因する建替え・修繕が必要である個人さま | ・当社事故発生時点において帰還困難区域または大熊町もしくは双葉町の居住制限区域もしくは避難指示解除準備区域(以下「移住を余儀なくされた区域」)にある持ち家にお住まいであった個人さま<br>・当社事故発生時点において移住を余儀なくされた区域以外の避難指示区域内にある持ち家にお住まいであった方のうち、移住することが合理的と認められる個人さま |
| お支払いの対象となる費用 | 建築物、構築物・庭木に係る以下の費用のうち必要かつ合理的な範囲内の費用<br>・建替え・修繕費用<br>・建替えに要した解体費用<br>・建替え・修繕に係る登記費用や消費税等の諸費用  | 建築物、構築物・庭木、宅地に係る以下の費用のうち必要かつ合理的な範囲内の費用<br>・再取得費用<br>・再取得に係る登記費用や消費税等の諸費用  |

\* 当社事故発生時点において移住を余儀なくされた区域以外の避難指示区域内にある持ち家にお住まいであった方が移住される場合につきましては、移住される合理的なご事情として「営業・就労」「医療・介護」「お子さまの生活環境」等の状況をご申告いただくことで柔軟に対応させていただきます。また、帰還される場合につきましても、管理不能に起因する建替え・修繕が必要な状況を、写真等とともにご申告いただくことで柔軟に対応させていただきます。

次ページへ続きます 

## (2) お支払いする賠償金額について

実際にご負担された費用が、すでにお支払いしている「宅地・建物・借地権」の賠償金額を超過した場合の超過分について、賠償上限金額の範囲内でお支払いいたします。

## (3) 賠償上限金額について

「宅地・建物・借地権」の賠償金額と中間指針第四次追補において示された下表の算定方法により対象資産ごとに算定される金額を合算した額を賠償上限金額とさせていただきます。

なお、住宅につきましては、「宅地・建物・借地権」の賠償における時価相当額と賠償金額の差額分を加算して賠償上限金額を算定させていただきます。

賠償上限金額の算定対象資産は、当社事故発生時点においてお住まいであった住所に所在する、同一地番内の建築物(特定の高額な設備等を含みます)、構築物・庭木および宅地とさせていただきます。

\* 建築物につきましては、原則として居住部分を賠償対象とさせていただきますが、課税情報の用途が「併用」や居住用用途以外の場合でも、床面積が250㎡以内であれば、床面積のすべてを居住部分であるとみなして算定させていただきます。

|     | 帰還される場合   | 移住される場合   |
|-----|---|---|
| 住宅  | (算定対象資産の想定新築価格－算定対象資産の時価相当額) × 75%<br>* 住宅が地震および津波による損害を受けている場合、「宅地・建物・借地権」の賠償における建物の賠償と同様に、想定新築価格および時価相当額からその損害分を控除して賠償上限金額を算定させていただきます。 |   |
| 宅地  | —   | 従前の宅地面積(250㎡を上限とします) × 38,000円/㎡－<br>従前の宅地面積(400㎡を上限とします) × 従前の宅地単価<br>* 移住を余儀なくされた区域以外にお住まいであった方で、<br>移住をすることが合理的と認められる場合は、上記算定式に75%を乗じます。 |
| 諸費用 | 登記費用(申請に係る手数料を含みます)・消費税等の住居確保に係る必要かつ合理的な範囲内の諸費用   |   |

## (4) 賠償金のお支払い方法について

ご請求者さまご自身の費用負担を極力緩和できるよう、帰還先住居の建替え・修繕費用や移住先住居の再取得費用を実際にご負担いただく前に、不動産購入申込書、工事見積書、売買契約書等の写しをもとに、賠償金の概算額を予めお支払いさせていただきます(概算賠償)。この場合、後日、領収書等の写しを確認させていただき、実際にご負担された金額との過不足分を精算させていただきます(確定賠償)。

また、当該費用を実際にご負担された後に、領収書等の写しを確認させていただき、賠償金をお支払いさせていただくことも可能です。

なお、ご請求にあたっては、原則としてご請求者さまご本人名義の領収書、不動産購入申込書、工事見積書、売買契約書等の写しを確認させていただきますが、ご名義が同居されていた世帯構成員または共有者さまである場合には、最終的にご請求者さまが費用を全額ご負担いただくことを前提に賠償金をお支払いいたします。

## 2. 借家にお住まいであった方に対する住居確保に係る費用の賠償について

当社事故発生時点において借家にお住まいであった方を対象に、移住・帰還される先での新たな住居を確保するための費用として、礼金等の一時金相当額や新たな借家と従前の借家との家賃差額相当額(8年分)を定額でお支払いさせていただきます。

詳細は以下のとおりです。なお、避難中にご負担される家賃は、当社事故発生時点にお住まいの区域に応じた賠償対象期間の範囲内において、別途ご請求いただけます。

### (1) ご請求いただける方

当社事故発生時点において避難指示区域内の借家にお住まいであった方を対象とさせていただきます。

\* 避難されたことにより、移住・帰還される先での新たな住居を確保するための費用の負担を余儀なくされた方が対象となります。

\* 当社事故発生時点において移住を余儀なくされた区域以外の避難指示区域内にある借家にお住まいであった方が移住される場合につきましては、移住される合理的なご事情として、「営業・就労」「医療・介護」「お子さまの生活環境」等の状況をご申告いただくことで柔軟に対応させていただきます。

### (2) お支払いの対象となる費用

移住・帰還される先での新たな住居を確保するための費用として、以下の費用相当額をお支払いさせていただきます。

- ・新たに借家に入居するための礼金等の一時金相当額
- ・新たな借家と従前の借家との家賃差額相当額(8年分)

### (3) お支払いする賠償金額について

ご申告いただいた帰還または移住される先の住所に応じて、中間指針第四次追補を踏まえ、福島県都市部の借家の平均的な家賃と避難指示区域内の借家の平均的な家賃をもとに算定した賠償金を、当社事故発生時点のご世帯の人数に応じて定額でお支払いいたします。

#### a. 避難指示区域であった地域を新たな生活の本拠とされる場合

新たに借家に入居するための礼金等の一時金相当額として、1人世帯の場合100,000円(世帯人数が一人増えるごとに10,000円を加算)

\* 避難指示区域であった地域を新たな生活の本拠とされる場合、当社事故発生時点と同等の家賃水準となることを見込まれることを踏まえ、上記の賠償金には新たな借家と当社事故発生時点の借家との家賃差額相当額は含まれておりません。

\* 当社事故発生時点の借家の家賃が低廉であって、新たな借家の家賃との差額が発生する場合には、ご負担された家賃の差額を必要かつ合理的な範囲内でお支払いさせていただきます。

#### b. 避難指示区域外の地域を新たな生活の本拠とされる場合

新たな借家と当社事故発生時点の借家との家賃差額相当額(8年分)および新たに借家に入居するための礼金等の一時金相当額として、1人世帯の場合1,620,000円(世帯人数が一人増えるごとに610,000円を加算)

次ページへ続きます 

### 3. ご準備いただく書類

次ページをご参照ください。

### 4. ご請求の受付前の事前相談について

賠償の概要や今後のご請求手続き等について解説したダイレクトメールを、平成26年4月30日より順次発送いたします。ダイレクトメールがお手元に届きましたら内容をご確認いただき、ご不明な点やご相談事項がございましたら、末尾に記載の「福島原子力補償相談室 財物(土地・建物・家財) ご相談専用ダイヤル」(以下、「ご相談専用ダイヤル」)にご連絡いただくか、お近くの当社相談窓口にお越しくださいますようお願い申し上げます。当社担当者が、ご請求者さまのご質問・ご相談を承るとともに、賠償の概要についてご説明させていただきます。

### 5. ご請求の受付について

ご請求の受付につきましては、別途ご案内いたします。

なお、持ち家にお住まいであった方に対する住居確保に係る費用の賠償につきましては、「宅地・建物・借地権」の賠償に合意された所有者さま宛にご案内させていただく予定です。まだ「宅地・建物・借地権」の賠償に合意いただいていない方は、ご相談専用ダイヤルにご連絡いただくか、お近くの当社相談窓口にお越しくださいますようお願い申し上げます。

### 6. 住居以外の建物修復に係る費用の賠償について

平成25年3月29日より受付を開始しております「宅地・建物・借地権」の賠償において、避難指示にともなう管理不能に起因した建物の損害を修復するために実際に発生した必要かつ合理的な範囲内の費用が、「宅地・建物・借地権」の賠償にてお支払いした建物の賠償金額を超過した場合、時価相当額に持分割合を乗じた金額を上限として、その超過分について別途お支払いすることをご案内しておりましたが、このたびの住居確保に係る費用の賠償とあわせてお取り扱いさせていただくことといたしました。

賠償の対象となる資産につきましては、「宅地・建物・借地権」の賠償における建築物、構築物・庭木となりますが、そのうち上記1. (1)のご請求いただける方が住居とされる場所に所在する建築物、構築物・庭木は住居確保に係る費用の賠償対象となることから、その他の場所に所在する建築物、構築物・庭木を賠償対象とさせていただきます。なお、ご請求の受付につきましては、別途ご案内いたします。

- ※1 移住:長期にわたり帰還できないこと等から、生活の本拠を当社事故発生時点の住居から移すこと
- ※2 避難指示区域:「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」において「避難指示区域」として扱うこととされた区域

次ページへ続きます 

## ご準備いただく書類

### 1. 持ち家にお住まいであった方

概算賠償をご希望される場合は、はじめに下記(1)の書類の写しをご準備いただき、実際に費用をご負担された後に下記(2)の書類の写しを追加でご準備ください。

なお、概算賠償をご希望されない場合は、下記(2)と同様の書類をご準備ください。

#### (1) 概算賠償に必要な書類

|                  |   |
|------------------|---|
| 住宅・宅地を再取得される場合   | 不動産購入申込書、買付証明書、不動産売買契約書<br>設計・監理業務委託契約書など   |
| 新築、建替え、修繕が行われる場合 | 工事見積書、工事請負契約書、設計・監理業務委託契約書など                |
| 賃貸物件に移住される場合     | 賃貸借契約書、定期借家契約書<br>(契約更新される際は、変更契約書、更新通知書)など |

#### (2) 確定賠償に必要な書類

|                  |                               |
|------------------|-------------------------------|
| 住宅・宅地を再取得される場合   | 領収書、振込依頼書など                   |
| 新築、建替え、修繕が行われる場合 |                               |
| 賃貸物件に移住される場合     | 領収書、口座振替(納入)通知書、振込依頼書、払込受領書など |

\*ご請求者さま毎に賠償金額のご請求をいただくため、共有資産等につきましては、ご請求者さま毎のご負担分にもとづき領収書等を取っていただきますようお願いいたします。

### 2. 借家にお住まいであった方

定額で賠償金をお支払いいたしますので証明書類のご準備は不要です。

\*当社事故発生時点にお住まいの借家の家賃が、統計に基づく避難指示区域内の家賃よりも低廉であって、定額を超える差額が発生する場合には、従前の借家の家賃を確認させていただきますので、当社事故発生時点の借家の賃借料(家賃等)がわかる賃貸借契約書の写しおよび領収書をご準備ください。

\*必要に応じて、新たな生活の本拠の賃貸借契約書または領収書等を確認させていただく場合があります。

### 3. 住居以外の建物修復に係る費用をご請求される方

上記1の「新築、建替え、修繕が行われる場合」と同様の書類をご準備ください。

#### 問い合わせ

<土地・建物・家財の賠償に関する問い合わせ>

東京電力 福島原子力補償相談室

土地・建物・家財の賠償に関するご相談専用ダイヤル

 0120-926-596 (受付時間:午前9時~午後9時)

# 松竹大歌舞伎 昼の部30人/夜の部70人 ご招待

東日本大震災で新潟県に避難されている皆様を、JAバンク新潟県信連のご協力によりご招待いたします。

- 日時 **6月12日 木** 昼の部13:30開演  
夜の部18:00開演
  - 会場 新潟県民会館 大ホール  
(新潟市中央区一番堀通町3-13)
  - 演目 太閤三番叟、襲名披露口上、一本刀土俵入
  - 出演 市川猿之助、市川中車、市川右近、片岡秀太郎ほか
- ※招待席は歌舞伎初めて席(2階後方)となります。  
※申し込みは一世帯につき4枚まで。定員になり次第締め切ります。



★ 申込方法/下記申込先に直接電話で申し込みください。

- 【確認事項】
- ①お名前
  - ②申込人数
  - ③旧市町村 (どこから避難してきたか)

★ 受付日/ **5月19日(月)・20日(火)** 【受付時間】午前9時～午後5時

## 申込先

公益財団法人 新潟県文化振興財団 事業課  
TEL:025-228-3577

ご不明の場合は、  
交流ルーム「ひばり」で代行いたします。  
TEL 0256-33-8650



市川猿之助・市川中車 口上



新潟県民会館 大ホール

**詳しくは、  
先週号のチラシをご覧ください。**

## 5月の『ひばり』

| 日                                   | 月           | 火     | 水          | 木              | 金   | 土              |
|-------------------------------------|-------------|-------|------------|----------------|-----|----------------|
| ★版画教室 第2・4水曜日午前10時～正午               |             |       |            | 8日             | 9日  | 10日            |
| ★茶話会&簡単な手芸教室<br>第1・3・5水曜日午前10時～午後2時 |             |       |            | ひばり休み<br>浜通り配布 |     | 一時帰宅<br>申込締切   |
|                                     |             |       |            |                |     | ひばり<br>午後休み    |
| 11日                                 | 12日         | 13日   | 14日        | 15日            | 16日 | 17日            |
| ひばり<br>午前休み                         |             | ひばり休み | 版画教室       | ひばり休み<br>浜通り配布 |     |                |
|                                     | ひばり<br>午後休み |       |            |                |     |                |
| 18日                                 | 19日         | 20日   | 21日        | 22日            | 23日 | 24日            |
|                                     | 歌舞伎<br>申込日  | ひばり休み | ひばり<br>茶話会 | ひばり休み<br>浜通り配布 |     | ひばり休み          |
|                                     |             |       |            |                |     | 一時帰宅<br>(南相馬市) |

問い合わせ

交流ルーム ひばり(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail [hibari\\_sanjo\\_nyh@yahoo.co.jp](mailto:hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp)

[開館時間] 9:30～15:00

### 被災自治体 問い合わせ先一覧

| 市町村名 | 電話番号         | 以下の町は役場機能が移転しています。                     |
|------|--------------|--|
| 南相馬市 | 0244-24-5232 | 浪江町:平石高田第二工業団地内<br>(二本松市北トロミ573番地)     |
| 浪江町  | 0243-62-0123 | 双葉町:双葉町役場いわき事務所<br>(いわき市東田町2-19-4)     |
| 双葉町  | 0246-84-5200 | 大熊町:会津若松市役所追手町第二庁舎内<br>(会津若松市追手町2番41号) |
| 大熊町  | 0120-26-3844 | 富岡町:郡山市大槻町西ノ宮48-5                      |
| 富岡町  | 0120-33-6466 |  |
| 川内村  | 0240-38-2111 |  |
| いわき市 | 0246-25-0500 |  |
| 郡山市  | 024-924-2491 |  |

三条市に避難している  
世帯数(2014.5.7 現在)

| 市町村名    | 世帯数 |
|---------|-----|
| 南相馬市小高区 | 37  |
| 南相馬市原町区 | 4   |
| 南相馬市鹿島区 | 1   |
| 浪江町     | 8   |
| 双葉町     | 4   |
| 大熊町     | 1   |
| 富岡町     | 2   |
| 川内村     | 1   |
| いわき市    | 1   |
| 郡山市     | 6   |
| 合計      | 65  |

は はらまちの 誰もが手にする よつわりパン

© 南相馬ご当地かるたPJ実行委員会

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号

Tel 0256-34-5511